

各学年における学修内容

(1) 高等学校 公民科

履修学年		学 修 内 容
学年	時 期	
1 学年	前 期	<p>学士力の基礎をなす「導入教育」「教養科目」「外国語科目の初級（英語他）」などを学修し、その力を身に付ける。とくに文章能力、理解力、表現力などについては確実に自分の力となるようする。また教職課程を学ぶ基礎となりうる教養、「心理学」「人間学」「社会学」「経済学」「地域ボランティア論」などを修得し、社会人としての基本・基礎を確固たるものとする。さらに運動科学論を履修することにより自己の健康づくりとともに、教員としての健康観及び保健体育の指導の重要性を身に付ける。</p> <p>専門の学士力については、その専門科目の基礎を築く入門科目、基礎ゼミナール、導入ゼミナール、ソーシャルワークの基礎理論の知識を修得するとともに、他者・関係の専門職との連携協力の重要性などについても学修する。</p> <p>教科及び指導法に関する科目については、学士の基礎となりうる法体系を含む「法学概論」の知識を修得する。</p>
	後 期	<p>前期に引き続き学士の基礎を確かなものとするために、「外国語科目の中級」「文化人類学」などを修得する。さらに、「人間と文化」「人間と社会」など、学習主体者である人間をコアに置きつつ文化・社会との関わりを理解するなど教養を広範囲に学修するとともに、我々が持つ課題を把握し解決する力を身に付ける。加えて基本的人権の基盤を形成する日本国憲法を確実に修める。健康の増進に関しては、運動科学演習で自らの健康及び保健体育指導の重要性の認識を実践的に養う。</p> <p>専門の学士力の向上については、児童養護施設などの見学を含め、今日の社会問題となっている課題を、社会福祉の実践に重きを置き理解する。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、教職の意義、教職の基礎理論に関する科目を学び、意義、理念、社会的な理解及び生徒の心身の発達・学習の過程、教育課程に関する知識を身に付ける。</p>
2 学年	前 期	<p>1 学年の学士力の基礎の発展を図るために、「外国語科目」「医療人類」「医療経済」など、専門教育との関わりを重視しつつ、公民としての教養を一層深める。</p> <p>専門の学士力については、「公的扶助」など、福祉に関する現代の社会のなかで生じている諸課題を、理論的に身に付ける。また「コミュニケーション論」の授業などにより、教員にとって必要な能力を修得する。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「社会心理学」「社会保障論」など基礎的な知識のみならず現代社会の諸課題を取り上げつつ、応用を図り、学士力とともに公民の教科に関する力量を高める。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、H R活動等を行うために必要な「特別活動の指導法」を実践的に学び、その知識・技術を身に付ける。</p>
	後 期	<p>国際化社会への対応という観点から、外国語の活用能力をより深める。専門の学士力については、「児童」「障害者」「高齢者」など、今日の社会のなかで生じている福祉的課題を分野別・専門的な内容により理解し、それぞれの専門的知識を身に付ける。さらにソーシャルワーク演習などにより、学習した事項に関して課題を解決する技法、相談、援助の方法に結びつけ、ケーススタディなどにより深化させる。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「行財政」他を学修するとともに、今日の大きな社会問題となっている地域、社会保障の課題に焦点をあてた社会現象を捉え、その課題の把握、</p>

		<p>分析、解決方法などに関して考察する。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目として、「学習指導法や情報機器の操作」などの教科や教育課程に関する基礎知識・技能、「生徒指導・進路指導」「教育相談の理論と方法」など、教育実習に向けた方法論について知識のみならず実践的な技術を身に付ける。この際、「体罰の禁止」についてはその内容などを含め、充分理解する。</p>
3学年	前 期	<p>国際化社会の対応として、外国語の活用能力をより深める。また「多職種連携論」等により、他の専門職と連携を取りつつ問題を解決するという他者との協力、コミュニケーションなどの学びの機会が設定されているので、その実践的能力を身に付ける。</p> <p>専門の学士力については、「精神保健」「高齢者」など、人間を中心に置き、身体、心、社会など様々な問題を取り上げその課題を解決する方法を、より深く知識を修得するためにソーシャルワーク演習等により実践的に学びを深化させる。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「民法」「地域における福祉」の問題を学修したうえ、家族問題について社会学の立場から考察する。「公民科教育法」において、学習指導案の立案、公民科の教材の活用（板書の方法も含む）などを高校教科用図書、学習指導要領を活用しながらその指導法について学び、加えて模擬授業を行うことをとおして、授業を行うための実践力を身に付ける。</p>
	後 期	<p>専門の学士力については、ソーシャルワーク実習などにより、社会で生じている諸課題の解決についての相談、援助の実務を実践的に身に付けることなどにより、深い洞察力・技術を、演習、実習指導、実習により確立する。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、前期に引き続き「公民科教育法」において各自で学習指導案を立案し模擬授業を中心として行うことにより、教材分析能力、授業構想力・展開力など、授業の実践力を確かなものとする。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、「総合的な学習の時間の指導法」を学びとともに、教育実習の事前の準備を行い、実習の意義、心構えから学級経営や授業などの教育実践を深化させる。</p>
4学年	前 期	<p>専門の学士力については、「更生保護」などより社会的弱者に関する専門的な知識・技術について、ソーシャルワーク実習の学習結果を活用しながら深める。専門的な知識、技術についての知識をより広範囲にわたり身に付け、「臨床福祉専門演習」などにおいて、各自の課題を設定、課題の分析・解決方法などを探求し、今までの学修を総合的に深める。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「行政法」「哲学と倫理」「権利擁護」などを修得し教科の力を高める。また「公民総合」により、公民科の知識を補う。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、教職に関する課題認識と探求心を養い教育時事問題を深め、また特別ニーズ教育についての知識を修得する。さらに「教育実習」を学校現場で行うことにより、教員として必要な知識、技術を総合的・実践的に身に付ける。</p>
	後 期	<p>専門の学士力については、前期に引き続き各自の課題を設定、課題の分析・解決方法などを探求し、今までの学修を総合的に深める。併せて、社会で活躍しうる専門的な知識、技術を確立する。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、「教育実習」及び事後指導をとおして、教員として最低限必要な知識、技術を学校現場において実践的に身に付ける。さらにこれらの知識、技術の修得を教職実践演習により確認する。</p>

(2) 高等学校 福祉科

履修学年		学修内容
学年	時期	
1学年	前期	<p>学士力の基礎をなす「導入教育(文章指導、基礎ゼミナール)」「教養科目」「外国語科目的初級(英語他)」などを学修し、その力を身に付ける。とくに文章能力、理解力、表現力などについては確実に自分の力となるようにする。また教職課程を学ぶ基礎となりうる教養、「心理学」「人間学」「社会学」「法学概論」「地域ボランティア」などを修得し、社会人としての基本・基礎を確固たるものとする。さらに運動科学論を履修することにより自己の健康づくりとともに、教員としての健康観及び保健体育指導の重要性を身に付ける。</p> <p>専門の学士力については、その専門科目の基礎を築く入門科目、基礎ゼミナール、導入ゼミナール基礎理論の知識を修得するとともに、他者・関係の専門職との連携協力の重要性などについても学修する。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、学士の基礎となる「ソーシャルワーク論Ⅰ」で、福祉の相談・援助の基礎を学修する。</p>
	後期	<p>前期に引き続き学士の基礎を確かなものとするために、「外国語科目の中級」「文化人類学」などを修得する。さらに、「人間と文化」「人間と社会」など、学習主体者である人間をコアに置きつつ文化・社会との関わりを理解するなど教養を広範囲に学修するとともに、我々が持つ課題を把握し解決する力を身に付ける。加えて基本的人権の基盤を形成する日本国憲法を確実に修める。健康の増進に関しては、運動科学演習で自らの健康及び保健体育の重要性の認識を実践的に養う。</p> <p>専門の学士力の向上については、福祉施設などの見学を含め、福祉の現場を理解する。</p> <p>教科及び教科の指導に関する科目については、「介護総合演習」で介護に関する基本的な知識・技術を身に付ける。</p> <p>教職の基礎的理義等に関する科目については、教職の意義、教職の基礎理論に関する科目を学び、意義、理念、社会的な理解及び生徒の心身の発達・学習の過程、教育課程に関する知識を身に付ける。</p>
2学年	前期	<p>専門の学士力については、「社会保障」などにより、福祉に関する諸知識を、理論的に身に付ける。また「コミュニケーション論」の授業などにより、教員にとっても必要な能力を修得する。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「社会福祉原論」「高齢者福祉論」「医学一般」など福祉に関する専門的な基礎知識を理解し、それを応用する力を養う。</p> <p>教職の基礎的理義等に関する科目については、HR活動等を行うために必要な「特別活動の指導法」を実践的に学び、その知識・技術を身に付ける。</p>
	後期	<p>専門の学士力については、「精神福祉論」「認知症ケア論」「高齢者福祉論Ⅱ」など、福祉に基礎知識の応用できるより専門的な知識を身に付ける。さらに「ソーシャルワーク演習・基礎実習指導」などにより、ソーシャルワーク活動の技法、相談、援助の方法を修得する。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「児童福祉」「障害者福祉」「ソーシャルワーク論Ⅱ」「薬理学」などにより、福祉の各分野の内容を専門的に学修する。</p> <p>教職の基礎的理義等に関する科目として、「学習指導法や情報機器の操作」などの教科や教育課程に関する基礎知識・技能、「生徒指導・進路指導」「教育相談の理論と方法」など、教育実習に向けた方法論について知識のみならず実践的な技術を身に付ける。この際、「体罰の禁止」についてはその内容などを含め、充分理解する。</p>
3学年	前期	<p>福祉職と関連する専門職の内容、連携方法などを「多職種連携論」等において学修し、連携を取りつつ問題を解決するという他者との協力、コミュニケーションなどの学びの機会が設けられている。</p> <p>専門の学士力については、「社会福祉運営論」など、社会における社会福祉の実践的な課題について学修する。社会的な課題を福祉の視点で解決する方法を、実践により学びを深化させる。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、「リハビリテーション論」「心身機能構造論」など福祉の応用的な内容について学び、また「福祉科教育法」を学修する。</p>
	後期	<p>専門の学士力については、ソーシャルワークを行うため実習などにより、社会で生じている諸課題の解決についての相談、援助の実務を実践的に身に付けることなどにより、深い洞察力・技術を、演習、実習指導、実習により確立する。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目については、前期に引き続き「福祉科教育法」において各自で学習指導案を立案し模擬授業を中心として行うことにより、教材分析能力、授業構想力・展開</p>

		<p>力など、授業の実践力を確かなものとする。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、「総合的な学習の時間の指導法」を学びとともに、教育実習の事前の準備を行い、実習の意義、心構えから学級経営、授業などの教育実践を深化させる。</p>
4学年	前　期	<p>専門の学士力については、「更生保護」などより社会的弱者に関する専門的な知識・技術について、ソーシャルワーク実習の学習結果を活用しながら深める。専門的な知識、技術についての知識をより広範囲にわたり身に付け、「臨床福祉専門演習」などにおいて、各自の課題を設定、課題の分析・解決方法などを探求し、今までの学修を総合的に深める。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、教職に関する課題認識と探求心を養い教育時事問題を深め、特別ニーズ教育についての知識を修得する。さらに「教育実習」を学校現場で行うことにより、教員として必要な知識、技術を総合的・実践的に身に付ける。</p>
	後　期	<p>専門の学士力については、前期に引き続き各自の課題を設定、課題の分析・解決方法などを探求し、今までの学修を総合的に深める。併せて、社会で活躍できる専門的な知識、技術を確立する。</p> <p>教職の基礎的理解等に関する科目については、「教育実習」及び事後指導をとおして、教員として最低限必要な知識、技術を学校現場において実践的に身に付ける。さらにこれらの知識、技術の修得を教職実践演習により確認する。</p>

(3) 特別支援学校

履修学年		学修内容
学年	時期	
1学年	前期	
	後期	
2学年	前期	
	後期	特別支援教育に関しては、「特別支援教育論」において基礎的事項を学ぶ。また、「知的障害者、肢体不自由者、病弱者の心理・生理・病理」など、障害別に心身の基礎を学ぶと共に、近年多くの児童生徒たちが有する重複障害の指導法について学び特別支援教育の基礎を修得する。
3学年	前期	特別支援教育については、「知的・発達障害教育」「肢体不自由児教」など障害分野別の教育のあり方・教育課程及び指導法について理解・修得し、障害児の指導法における学習指導案の作成、教材研究などを身に付ける。
	後期	特別支援教育に関しては、前期に引き続き「病弱、視覚障害」など、障害分野別の教育のあり方、教育課程及び指導法について理解・修得する。
4学年	前期	特別支援教育については、3学年に引き続き「発達、言語障害」の障害分野別の教育のあり方・指導法を理解・修得する。さらに、特別支援教育実習の事前の準備を行い、実習の意義、心構えから学級経営、授業などの教育実践を深化させる。
	後期	特別支援教育については、「特別支援教育実習」及び事後指導をとおして、教員として必要な知識、技術を学校現場において実践的に身に付ける。